

地名散歩

第109回 「令和」の町名も誕生—元号にちなむ地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

元号が令和に替わって早くも3年目であるが、東京湾の埋立地に「令和島」という町名が誕生した。大田区のプレスリリースによれば、新設される町区域は令和島一丁目と同二丁目。名称は一般公募をもとに選ばれ、令和2年(2020)6月1日に施行されている。中央防波堤埋立地は廃棄物(内側埋立地)および浚渫土・建設発生土(外側埋立地)の処分地であるが、その帰属をめぐるっては江東区と激しい「争奪戦」があった。このうち外側埋立地の西側にあたる大田区側のエリアがこの町名である。

元号にちなむ地名は言うまでもなく多数命名されている。国土地理院の「地理院地図」で検索すれば、30年続いた元号の「平成」のつく地名はいつの間にかずいぶん増えた。その町名を北から順に挙げれば、山形県鶴岡市平成

町(平成9年)、仙台市宮城野区平成(同3年)、新潟市南区平成町(同2年)、福島県いわき市平成(同10年)などと続き、長崎県島原市平成町(同8年)、熊本市南区平成(同3年)、熊本県八代市日奈久平成町(同3年)まで30か所以上にのぼる。思えば平成の元号が誕生した時には岐阜県武儀町(現関市)の平成という山間の小集落のみだったから、今後も令和の地名が続々と増えるのかもしれない。

その先代以前である明治・大正・昭和の地名はもちろん全国各地に多く、まずは「明治の大合併」である町村制が施行された明治22年(1889)に自治体名である明治村が全国に20か所も誕生した。その後は同24年に栃木県に1村、同39年に愛知県が独自の2度目の大合併を行った際には2村が追加されている。合



福島県いわき市平地区、市役所の南側で隣り合っている明治団地と平成の町名。地理院地図(標準地図+陰影起伏図透過率90%)令和3年(2021)3月5日ダウンロード



高知県の四方十川に沿って走るJR予土線には土佐大正・土佐昭和の両駅が隣り合っている。現在では大正町一帯は四方十町の一部。1:200,000「宇和島」平成9年要部修正

併した際に村名を決めるのに難航した地域で「明治」は便利に使われた。その後の合併で現存する明治村はないが、小学校名や地区名として用いられているところもある。

市内の「明治町」も多いが、意外に大正以降に命名されたものが多いのは、明治の時代を懐かしんだからであろうか。鳥取県米子市明治町は明治末の鉄道開通で発展した地域であることにちなんで昭和10年(1935)に登場したものだし、隣の境港市の明治町も明治期に開通した県道が地域発展の端緒になったことにより大正15年(1926)に設置された。北海道根室市明治町は昭和41年(1966)という新しい例だが、これは市民からの公募で選ばれたもので「明治乳業の牧場」にちなむから、厳密には元号地名ではない。

大正は大阪市の大正区が知名度では最も高いだろうか。これも大正が終わった後の昭和7年(1932)に港区の一部を分割して誕生したもので、^{にしな}西成区との境を成す木津川に架かる大正橋(大正4年竣工)にちなんだ。住民に区名を募集した際には「大正橋区」が多かったというが、長すぎるとして大正区に落ち着いたという。橋のすぐ近くには大阪環状線の大正駅もあるが、昭和36年(1961)開業と新しい。大正駅としてずっと古かったのは北海道の国鉄広尾線にあった大正駅で、こちらは昭和4年(1929)に開業している。地元の大正村(現帯広市)は大正4年(1915)の合併時に命名された。ちなみにその隣は幸福駅であったが、広尾線はJR北海道の発足2か月前の昭和62年(1987)2月2日に廃止されている。

昭和村が東京府北多摩郡に誕生したのは、まだこの新元号ができてまだ1年と1週間後の昭和3年(1928)1月1日であった。8村合併によるもので、明治の町村制で「組合村」となりながら合併できずに推移していたのが、ここで

ようやくまとまった形である。「空都」立川に近かったことから昭和飛行機が進出するなどして昭和10年代から人口が急増、同16年に昭和町となった。昭和29年(1954)には西隣の^{はいじま}拜島村と合併して頭文字を合成、^{あきしま}昭島市として今に至っている。青梅線の駅名も、工場の門前にできた「昭和前」から昭和34年(1959)に昭島と改称した。昭和駅は川崎市のJR鶴見線にあるが、こちらは根室市と同様に昭和電工(昭和肥料)の工場前にちなんで命名された駅名で、地元には昭和という町はない。ついでながら名古屋市の昭和区は南区・中区の各一部を割いて昭和12年(1937)に設置された。

江戸時代の元号も意外にある。新しい方から遡れば、高知市^{こうかだい}弘化台は同市の^{うらどわん}浦戸湾に浮かぶ小さな島の名および町名で、弘化年間(1845～48)にここに砲台が築かれたことにちなむ。その前の元号の^{てんぼうざん}天保(1831～45)といえど大阪の有名な^{てんぼうざん}天保山。町名ではないが、天保年間に大川の浚渫を行ってその土を盛り、入港の目印として作った人工島である。現在では標高4.53mの「日本一低い山」として知られている。

さらに古いものでは、横浜市鶴見区と名古屋市港区にある^{かんせいちょう}寛政町。奇遇だがどちらも寛政年間(1789～1801)に新田開発が行われたことにちなむ。もっと古くは意外にも北海道の^{おしまはんとう}渡島半島西海岸にある^{おとべちやう}乙部町の元和。太平の世の始まりを示す「元和偃武」で知られているが、元和元年(1615)だから400年以上経っている。当地は元和年間に長尾景貞らが移住したことにちなむという。さすがに中世の元号由来は少ないが、長野県中野市には長野電鉄の駅名にもなっている^{えんとく}延徳という地名がある。延徳年間(1489～92)頃に開発したことによるそう。私が探した中で最も古いのは愛媛県今治市の^{えんぎ}延喜だが、平安時代の延喜年間(901～923)に関係するものかどうか分からない。

今尾恵介 (いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『ふしぎ地名巡り』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 771
2021 April



表紙写真

「いちご狩り」

第35回写真コンクール
70周年賞(ジュニア)
力丸 水琴●佐賀会
(母 中山 玲子(佐賀会))

お父さんと妹と3人でいちご狩りに行きました。たくさんの一ちごを見て大興奮！食べてみると美味しいー!! 妹がちびちび食べている姿が可愛くて、お父さんの携帯でパチリ！初めてのいちご狩りはとても楽しかったです。

地名散歩 今尾 恵介

03 必須(義務)研修のスタートに思いを寄せて

日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和

04 自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—
熊本地震から5年 被災後の復旧・復興、現状報告
熊本県土地家屋調査士会 山口 憲司

07 出前授業に関する意見交換会(電子会議)

11 続!! 愛しき我が会、我が地元 Vol.86

茨城会/愛知会

14 会長レポート

15 日本土地家屋調査士会連合会ロゴマーク

16 会務日誌

18 土地家屋調査士新人研修修了者

関東・近畿・中部・中国・九州・東北・北海道・四国ブロック協議会

21 土地家屋調査士を取り巻くさまざまなリスクその時お役に立ちます!

22 令和2年度土地家屋調査士試験の結果について

23 土地家屋調査士名簿の登録関係

24 土地家屋調査士と電子決済

26 日本土地家屋調査士会連合会業務支援システム 調査士カルテMap

27 ちょうさし俳壇

28 ネットワーク50

兵庫会

30 編集だより

必須(義務)研修のスタートに思いを寄せて

日本土地家屋調査士会連合会会長 國吉 正和

日本土地家屋調査士会連合会では、全国統一的な規程、要領などを制定するため、協議を継続しています。そして、土地家屋調査士は、法改正、先例や判例等が変わったことを知識として得ること、また、調査・測量という技術的な面についても、新しい技術や考え方などを継続的に学習し、そして自分の知識として身に付け、業務に活用し続けることが必要だと思います。

昨年、連合会は、

- * 連合会及び土地家屋調査士会に対する研修の実施義務
- * 連合会が指定した研修への調査士の受講義務
- * 新たに制定した職務規程の順守義務

上記の義務等、連合会会則の改正作業を行うと同時に、各土地家屋調査士会も会則を土地家屋調査士法改正に則したものとしていただきました。これらを行う一つの理由として、今までに懲戒処分を受けた会員の動向などを見ると多くが研修を受けていなかったということが明らかになっています。このことは、各土地家屋調査士会としてもどうにか対応していきたいということもあり、職業倫理に関するものなど、継続的に学習をしていかなければいけないと、会員自らが自覚を持つということが必要であると考えています。

今般、土地家屋調査士法の一部改正によって、土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定とな

り、今まで土地家屋調査士は、法律に対して受動的だったものが、能動的な行動をしていかなければならないということが一番重要だと思っています。つまり、我々土地家屋調査士は、専門家としての責任を担い、専門家としての統一的な基準を策定し、依頼者に対して、一定の成果を提供するというを考えていかなければならないということだと思います。

専門家という言葉が使命の中に入ったということは、どのようなことを要求されているのかを考えると、高度な能力・技能などが当然要求されますし、いわゆる専門家の説明責任がより求められると思います。そして、何よりも、高い職業倫理を持たなければならないと思います。

これからは連合会、各土地家屋調査士会、そして会員一人一人が、是非意識を改革していただき、我々が本当の専門家として、依頼者から信用され、期待される士業となっていかなければいけないと考えています。自らが、知識や技術といったものを伸ばしていき、依頼者の付託に応えるということ、どんどん積極的に行っていただきたいと思います。

連合会は、令和3年度から、各土地家屋調査士会の協力を得て、土地家屋調査士自ら研鑽に励む環境の構築、専門家責任と高い職業倫理の確立のため、定期的な義務研修をスタートいたします。この研修を、土地家屋調査士会の会員の皆様全てに受講いただき、土地家屋調査士の業務の適正化を図るとともに、地位の向上を目指したいと思います。



広報キャラクター「地蔵くん」

自然災害と向き合う

—今、この時代に生きる土地家屋調査士として—

熊本地震から5年 被災後の復旧・復興、現状報告

熊本県土地家屋調査士会 山口 憲司

平成28年4月14日21時26分以前震、同16日1時25分本震が発生しました。それぞれマグニチュードは6.5、7.3、最大震度は7を記録しました。

これにより、当時発注されていた平成27年度熊本市江津・下江津地区法務局備付地図作成事業が1年目の基準点測量作業を終えた時点で事業中止となり、成果納品を終えた基準点は地殻変動に伴う移動で使用できなくなりました。不動産にも多大の被害が発生しました。全壊8千棟を超え住家被害は16万棟に上りました。それに伴う公費解体は3万6千余棟を数えました。

この地震に対応するために、熊本地方法務局に復興事業対策室が設けられ様々な復興事業が行われました。公益社団法人熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の理事としてこれらの事業に携わった経験からお話します。

新しく家屋を建築する際の登記や境界の確認以外に、土地家屋調査士の業務としての復興事業は大きく分けて「建物の被災等による滅失登記に関する調査業務」と「地盤変動により現地と乖離した地図の再整備」だと言えます。

【被災1年目】

1 倒壊等建物の滅失調査

平成28年10月～平成29年4月

参加土地家屋調査士60名

不動産の登記情報の変更を生じる主な被害として家屋の倒壊がありました。全壊とされた8千余棟を含めて住家被害16万棟に対して公費解体3万6千余棟を数えました。自費解体による滅失登記の申出もありました。それらの滅失登記が職権で行われました。この職権登記の処理を早期にかつ効率的に行うために、倒壊建物の状況調査と登記に必要な報告書を作成する業務を行いました。18市町村にわたり1次調査、2次調査が行われ、延べ調査数2万3千余棟の報告書作成を行いました。

【被災2年目】

2 土地の被災状況等実態調査業務

平成29年2月～同年3月

参加土地家屋調査士6名

官公庁備付の資料、地図などを基に194箇所の被災状況を調査しました。

地図情報、収集資料の精査後に現地に入り目視で被災状況を調査し、写真を添えて報告書を納品しました。大まかな被災状況の把握につながったと思います。

3 熊本地震後の登記所備付地図精度確認調査事業

平成29年6月～同年9月

参加土地家屋調査士66名

前述2の結果を踏まえて、実際に現地を計測し移動量や歪み等を調査する業務です。法務局備付地図作成事業や区画整理事業により作成された法14条地図がこの地震でどのくらい影響を受けたかを実際に把握することになります。

背景には、地震後直ちに大幅な地盤の変動により熊本を中心に付近の基準点成果の停止が行われました。8月末から9月上旬に国土地理院の行った再測により地震後の成果が公表され、さらにパラメータによる再計算した成果が公表されました。測量の基盤が再整備されたことになります。同時に国土地理院と国土交通省からPatchJGDとして変換パラメータが発表されました。

この頃には電子基準点の成果も全て改定し公表されていました。VRS-RTK測量で検測を行う状況が

揃ってきます。

ここで、土地家屋調査士66名が12班に分かれて体制を組み、測量機器メーカーから12台のVRS用GNSS測量機の無償貸与を受けて、現地の基準点や境界点を測量し旧座標データとの比較を行いました。地区ごとの単純な平行移動ならば変換で使用できますが、歪みを伴った変移だと地図の正確さが担保できません。そのような判断ができる資料を作成しました。

4 平成地区地図の街区単位修正事業

平成29年9月～平成30年3月

参加土地家屋調査士11名

地区ごとの変換では対応できない地区の地図の精度を保つための作業です。

この平成地区は歪みの少ないことが前述3の事業で確認できていましたが、地区の中心部に東西に分けるように国土地理院と国土交通省との2つのパラメータが存在していました。その2つの境目に当たる筆では座標が整合しないため、地区全体で修正しなければなりません。

ここは土地区画整理事業実施地区で、現地には多くの基準点が存在していましたが亡失して基準点網が組めない路線もありました。そこで不足した基準点を新点として補い、残された既存点と合わせて改測を行いました。

2級基準点：改測1点、新設6点を電子基準点のみを既知点とするGNSS測量

3級基準点：改測70点、新設20点をトータルステーションによる観測を行いました。

道路に囲まれた、いわゆる街区の境界を新しい基準点から観測し、街区単位で変換を行いました。

【被災3年目】

5 光の森地区地図の街区単位修正事業

平成30年5月～平成31年3月

参加土地家屋調査士11名

前述4と同様の作業です。

2級基準点：改測3点、新設4点を電子基準点のみを既知点とするGNSS測量

3級基準点：改測31点、新設6点を2級基準点を

既知点とするGNSS測量を行いました。GNSS測量機6台、10秒エポック30分観測の短縮スタティック測量、11セッションを2日に跨がっての観測です。

4級基準点：改測486点、新設102点をトータルステーションによる観測と厳密網平均計算を行いました。ここも街区の境界を基準点から観測し、街区単位で変換を行いました。

6 江津・下江津地区法務局備付地図作成事業

1年目作業

平成30年7月～平成31年2月

参加土地家屋調査士11名、補助者若干名

2年目作業～令和2年1月

参加土地家屋調査士44名、補助者若干名

前回受託期間中に地震が発生し中止になった事業の再発注です。

既知点成果の座標値変更、点位置の物理的変動、基準点の亡失が見られ、基準点の改測を行いました。

道路の復旧などで亡失した点に替えて3級基準点を2点新設、4級基準点は299点を改測し、9点を新設しました。

2年目からは通常の一筆地調査を行い、地図を作成しました。

【被災4年目】

7 熊本県公共嘱託登記土地家屋調査士協会自主事業、各地区の基準点等移動量調査

平成31年1月～同年4月

熊本県公嘱協会自主事業として各地区で基準点の検測を行いました。

これまでの復興に掛かる事業から、今回は活断層が引き起こした地震で、多数の余震により断層の近くに限らず局地的な変動が見られることが分かりました。また今後の測量において、パラメータ変換では対応できないこともあると把握できました。このことを各市町村の担当部署と認識を共通することの重要性と、検討する資料の作成が急務だと考えました。

そこでその地区ごとの変動量、影響を把握するために1,500点の基準点を検測しPatchJGD変換座標との差を調査しました。あくまでも改測ではなく整合性の確認として座標差をベクトル化した図面を作

成し市町村の担当部署へ提供し、説明しました。

8 薄場・島町地区地区の街区単位修正事業

平成31年4月～令和元年8月

基準点は現地の点と震災後の成果座標を用い、街区単位での地図修正を行いました。

【被災5年目】

9 益城町広崎地区法務局備付地図作成事業(復興型)

1年目作業

令和2年6月～令和3年2月

参加土地家屋調査士15名

2年目作業～令和4年1月

参加土地家屋調査士55名、調査士法人2社

いよいよ震源地と断層の走る一番被害の多かった地区の地図作成です。まったく新しく地図を作らないといけません。

従来型地図作成事業に比較して面積が2.5倍です。基準点は2級2点、3級20点、4級600点の新設です。

2級は電子基準点のみを既知点とするGNSSスタティック測量、3級はその新設2級基準点と街区2級相当点を既知点とする短縮スタティック測量、7台のGNSS測量機を用いて、9セッションの観測を行いました。

4級は全て新点の598点のうち415点をトータルステーションによる観測と厳密網平均計算を行い、行き止まり道路など視通の取れない点間を持つ路線はVRS-RTK間接法を用いた観測と平均網計算を行いました。

自治体の復興工事も行われており、明らかに点の亡失や移動が予想される範囲があり、工事予定を睨みながらの計画となります。

2次路線や視通が取れなくて同級点を後視する必要があるので厳密網を用いました。改測された点とパラメータによる変換点が現地の変移量を反映しきれずに路線精度が厳しくなることが分かりました。

厳密網を使用する際の注意点です。

かつて測地成果2000への移行を受けて、平成16年に熊本会でGNSS測量機を12台購入し会員に貸し出し、かつVRS会員として登録すれば気軽にVRSが使えるようにデータ配信も受けられるようにしていました。そのせいか当会員には世界座標系での測量への意識が常にあるように思えます。今まで述べてきたように復興事業にはこの意識が役立ちました。例えば60名を超える土地家屋調査士が参加してくれた精度調査では、数千点のVRS観測をほぼ間違いなく短時間で終えて、調査報告書をまとめてくれました。総括として携わった者として心強いものを感じました。

これまでの流れから、大まかな被災調査、地区ごとの精度調査、街区単位での修正、さらに1筆ずつ立会いし地図を作成する、と俯瞰から精査へと進んできました。

地図作成の調査で震央地付近を歩くと、土地区画整理事業で新しい土地ができ、団地が建つと同時に震災住宅が撤去されていきます。

道路や河川が整備され、法務局には私どもが携わった法14条地図が備えられていくでしょう。

まだ復興の途半ばですが、現在進行中の復興型地図作成事業を終えると土地家屋調査士としての一つの節目になるのではと考えています。



筆者近影：コロナ前の夏、伊計島への海中道路にて

出前授業に関する意見交換会(電子会議)

日本土地家屋調査士会連合会(以下、「連合会」という)広報部では、社会連携事業としての組織強化の一つとして、小・中・高等学校における出前授業の実施を推進している。実施の更なる推進のため令和元年度の実施会から9つの土地家屋調査士会の担当者と意見交換会を開催した。

はじめに、小野副会長から主催者挨拶の後、司会の広報部高橋理事から趣旨説明とスケジュール確認、各土地家屋調査士会代表者の自己紹介に続き、取り組みについての説明と質疑を、2日目は意見交換が行われた。

日 時：令和2年11月11日(水) 13:30から
12日(木) 12:00まで

場 所：連合会 電子会議室(ZOOM)

出席者：連合会 小野 伸秋(副会長)
山田 一博(広報部長)
城戸崎 修(広報部次長)
高橋 正典(広報部理事)
川西 昌彦(広報部理事)

千葉会 小笠原直隆(副会長)
※12日のみ出席

静岡会 伊藤 嘉昭(広報部長)

石川会 多谷 紘史(広報部長)

山口会 乗川 慎二(副会長)

熊本会 赤星 和枝(広報部長)

鹿児島会 池田 成人(研修部長)

宮城会 中嶋 秀(広報部長)

旭川会 上村修一郎(業務部長)

愛媛会 小島 裕介(松山支部長)
※11日出席

愛媛会 栗山 純造(広報部長)
※12日出席



趣旨説明

出前授業は幅広い社会貢献活動として、単に土地家屋調査士のPRをするためだけでなく、土地家屋調査士と社会とのつながりを少しでも理解してもらうことで、士業に必要な社会への貢献の目的を果たし、この仕事に興味をもってもらえれば次世代の人材育成にもつながる。また、既に多くの土地家屋調査士会で出前授業を実施しており、今後も重要と考えていることから意見交換会には、対象学年・実施内容・受講人数等なるべく重複のない形で、できる限り全てのブロックから参加していただいた。それぞれに情報を共有し、会報やWEBサイトなどを通じて、土地家屋調査士の行う出前授業の意義等を情報提供できたらと考えている。

各会の取り組みについて(令和元年度)

	対象校	学科	学年	実施内容
千葉会	市立A南小学校	4年生	(140人)	<ul style="list-style-type: none"> ・1時限目 伊能忠敬の功績、地図作成の方法、工程。土地家屋調査士について ・2時限目 伊能図レプリカの見学(体育館に展示)、歩測体験(歩測マット) ・3、4時限目 平板測量体験及びTS測量体験
	市立B北小学校	4年生	(26人)	
	市立C小学校	6年生	(50人)	<ul style="list-style-type: none"> ・GISとハザードマップについて、ドローン撮影画像から3Dモデリング等
	町立D小学校	4年生	(15人)	
	市立E小学校	6年生	(43人)	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査士の職業について
	市立F小学校	4年生	(110人)	
	[平成19年度から実施] [会員個人では平成16年度から実施]			
	市立G中学校	1年生	(131人)	
	県立H高校	1年生、2年生	(40人)	

	対象校 学科 学年	実施内容
静岡会	県立A工業高校 建築科2年生(41人) 県立A工業高校 土木科2年生(37人) 県立B工業高校 建築科2年生(40人) 県立B工業高校 都市工学科2年生(38人) 県立C技術高校 建築デザイン科2年生 (39人) 県立D工業高校 土木科2年生(36人) [平成23年度から実施]	4、5、6時限目(170分) ・土地家屋調査士の仕事紹介 ・TSとテープによる測量(面積誤差確認) ・GNSS(GPS)ネットワーク型RTK法による埋設物の探索(公嘱協会担当) ・3Dレーザーキャナー使用測量体験(ニコントリンブルに協力依頼)
石川会	市立A小学校 6年生(12人) 市立B小学校 6年生(57人) [平成23年度から実施]	・測量の歴史、地図の大切さ ・歩測、三斜求積、器械操作体験 ・ドローン空撮映像の視聴
山口会	県立A工科工業高校 建築工学科土木 コース2年生(9人) [平成26年度から実施]	5、6時限目(120分) ・土地家屋調査士の説明、業務紹介 ・ドローンによる空撮、点群データ化
	県立B高校 造園土木科2年生(6人) [平成27年度から実施]	5、6時限目(120分) ・業務紹介「地面のボタンのなぞ」放映 ・ドローンの操作体験
	県立C工業高校 都市工学科 1年生(35人)・2年生(35人) [平成26年度から実施]	2、3時限目(115分) ・土地家屋調査士の業務内容、土地家屋調査士になる方法 ・TSによる実務体験
熊本会	市立A小学校 6年生(16人) [平成29年度から実施] ・子ども達に学校名入りの三角スケール (使い方の説明を添えて)プレゼント ・当日撮影の写真は卒業アルバムに使用	2、3、4時限目(160分)(算数「拡大と縮小」を学習する 時期に合わせて) ・土地家屋調査士の仕事 ・地上絵星形素描(TS使用) ・宝探しゲーム(GNSS使用)
	熊本大学 法学部2・3・4学年(200人) 特殊講義(法律実務の諸相) (主催:熊本県専門士業連絡協議会) [当初は土地家屋調査士会単独で開講]	専門8士業が各2講ずつ全16講、オムニバス形式で講 義(後期2単位) ・土地家屋調査士業務と試験について ・登記記録の見方と筆界特定制度
	九州測量専門学校2年生(70人)	90分(講話) 国家資格である土地家屋調査士の紹介
鹿児島会	県立A工業高校 土木科3年生(8人) 課外授業 [令和元年度から実施]	11、12月の毎週50分授業を7回 ①土地建物登記全般の説明 ②建物の実測 ③建物図面作成 ④土地の模擬測量 ⑤地積測量図作成 ⑥土地家屋調査士ADR等 ⑦H30試験問題の地積測量図作成
宮城会	県立B高校 理系2年生(40人)	昼休み後から下校時まで(150分) (数学I三角関数の実社会における応用・活用を、測 量実習を通じ理解する) ・講和 ・測量、計測 ・面積計算(座標法)
旭川会	北星学園大学 経済法学科(各80人前後) 2年生以上選択講座	契約法講演会90分(2回開催) ・土地家屋調査士(・司法書士)の業務内容を伝え、土 地・建物取引において、土地家屋調査士(・司法書士) が果たす役割を知り、取引の具体像を伝える。
愛媛会	県立A農業高校 環境開発科2年生(21人) 課外授業	・土地家屋調査士について ・境界立会寸劇 ・測量実習
	キッズジョブまつやま (主催:松山市小中学校PTA連合会、公益 財団法人松山市文化・スポーツ振興財団) 松山市内の小中学生	低、高学年に分け、45分授業を5回 ・土地家屋調査士の仕事内容(鳥かん図、公図、登記 事項証明書、測量図等々資料を使用して説明) ・測量(立会)体験 ・小学生にはクイズ(調査士会の消しゴム、ものさし プレゼント)

意見交換（抜粋にて要点列記）

出前授業の意義について

- ・土地家屋調査士としての社会貢献
- ・土地家屋調査士制度の啓発活動、広報活動の一環
- ・会員の高齢化、若い世代の受験者の拡大(令和2年度出願者数4,646人)
- ・会員の土地家屋調査士としての自己啓発

各校へのアプローチ方法について

- ・会員がPTA会長等を受けている学校に交渉。一方で会員には積極的に学校役員を受けるよう依頼。(自営業者は役員を頼まれやすい)
- ・高等学校(以下、「高校」)のPTA会長は学校との交渉がしやすい。子息が工業高校に通われている会員には、会長等になっていただき、実施校を広げていく。
- ・対象校の卒業生や、接点を持つ会員(含むOB)の協力を得て、交渉する。
- ・実施した小中学校の校長、教諭が転任の際は、その先生を介して赴任先の学校に提案してもらう。(小学校は5～6年での転勤が多い)
- ・工業高校は、各科長がカリキュラムを管理している。科長に交渉する。
- ・小学校の学校行事は11月と2月が少ない。日程が取れる可能性が高い。
- ・企画書、計画書を作成し、学校側に提示する。(プレゼンテーション)
- ・教育委員会を通じて学校選定しアプローチしている。
- ・行政(自治体)が作成する「予算と事業計画」の教育政策をみて、対象になり得そうな学校を見出し、要望にかなう提案をもって交渉に当たる。
- ・きっかけは思わぬところにも転がっている。常に発信、網を張っておく。

対象とする学年と実施内容について(取組表に添えて)

- ・学校の要望に応じた授業を提供する(小学校:学校の授業の理解を深める内容。高校:それに加えて、社会に出て役立つ知識、職業としての選択肢、測量士補等士業資格取得の自己啓発。)
- ・小学生は、子供が興味を持つよう学校側とのきめ細やかな打合せがとても大事。
- ・屋外授業では、児童、生徒全員参加となるように。小学生には楽しんでもらえるように。
- ・屋外授業の雨天時の対応を決めておく(体育館の

使用、内容変更、予備日設定等)。

- ・小学6年生が対象となる学校では、卒業アルバムの写真提供として好評である。
- ・テレビCM、新聞広告等の利用契約により、出前授業の取材が優先的にしてもらえ、相乗効果がある。
- ・取材(テレビ、新聞)が入る場合は、事前に学校を通し撮影NGの子供を確認し、配慮している。
- ・事前及び実施後のアンケートをとり、次年度以降の参考としている。
- ・今年度から複数の工業高校で、2年生全員を夏休みインターンシップ制度(3～4日)に派遣となった。軌道に乗りかけたがコロナ禍で全て中止となった。来年度以降、指導骨子を作り全会員に向け、引受けをお願いしていきたい。

学校以外の出前授業

千葉会	宅地建物取引業協会	会員研修に講師派遣
	弁護士会	司法修習生への研修に講師派遣
	一般市民	市職員からの要望で、出前授業と同内容の授業
	法務局	表示登記専門官の会議に講師派遣(年1回1時間)
鹿児島会	刑務所	全国から選抜された服役中受刑者に測量士補合格講座 座学とフィールドワーク 8月～翌年5月 月1回(全9回)
	司法修習生	弁護士会が行う司法修習生授業で講義(2時間)裁判事例、調停事例等

スタッフ体制、必要経費(日当等)について

- ・事業主体が本会、支部、公嘱協会との共催等、各土地家屋調査士会により異なる。支部の場合は支部事業として、本会がバックアップという形態が多くとられている。本会から実施に対し日当と支部交付金を拠出、又は補助金として拠出。支部交付金と広報助成金を受けて支部予算で支部がやりくりする等、柔軟な対応をしている。
- ・各会の規模により、予算には格段の違いがある。その予算の中で実施するための対象校の選び方、授業内容にも、各土地家屋調査士会の創意がうかがえた。
- ・多くの会員に意識を持ってもらうため、会員全員にスタッフ希望者を募っている会、対象校の所在

支部及び周辺支部の会員に積極的に参加を依頼している会があった。

- ・若手にも加わってほしいのだが断られ、スタッフの入れ替わりに難しさがある。
- ・講師の人材育成が課題という会がある中で、まずは経験者の補助と一緒に事業を体験し、引継ぎ、当日の授業は撮影しておき、貸し出す等で、対応できている会もあった。
- ・小学校、高校出前授業スタッフの人数は、授業内容、受講者数により、3名～40余名とその差が大きい。経験を重ねると、内容によるが人員を減らしても同様の対応が可能になる。

新たな取組について

- ・工業高校出前授業とインターンシップ制度を抱き合わせる。
- ・工業高校は建築科も資格兼業者の魅力をアピールし対象となり得る。電気科、普通科、商業科等もターゲットと考える。
- ・銀行(金融機関)での新入行員への出前授業
- ・会員にアンケート調査(学校役員や他団体の役員を受けているか)を行い、協力をお願いすることを検討したい。
- ・出前授業のプロジェクトチームを作り、他の地域でも実施できる体制づくり。

その他 (職業体験の受け入れ等)

石川会	中学生	職場体験
山口会	県内進学・仕事魅力発信フェア 対象:高校1・2年(約2,000人) 県内の大学や専門学校等さらには県内企業等の魅力を伝え、山口県の魅力を再認識してもらう目的で開催。 (主催:県内進学・仕事魅力発信フェア実行委員会)	土地家屋調査士ブースを出展 ・土地家屋調査士の仕事を紹介し、魅力をPRした。
熊本会	お仕事探検フェア 高校1・2年生、教諭、保護者 (約5,000人) (主催:熊本県雇用環境整備協会)	職業や進路選択の情報提供 県内の企業・県庁・自衛隊・警察・大学・専門学校、様々な団体が出展 土地家屋調査士ブースを出展

愛媛会	お仕事フェスタ 主催:専門学校 (5、6年前から)	体験コーナーにブース出展 測量・境界標識設置体験、クイズ(広報グッズプレゼント)
-----	---------------------------------	---

まとめ 【結果自然成一けっかじねんなる一】

出前授業の対象と内容は多種多様です。各土地家屋調査士会がそれぞれの置かれている諸事情に沿う出前授業の予算を組み、事業計画を立て、社会貢献、社会連携できる団体であることをアピールし、制度広報、受験者拡大へとつなぐ出前授業を広めていただければと思います。何より大事なことは、各地域において継続していくこと、そして出前授業を楽しむことだと思いました。

広報員 上杉和子(三重会)



愛しき

続!! 我が会、我が地元

Vol. 86

茨城会

『茨城土地家屋調査士の広報活動』

茨城土地家屋調査士会 広報部長 富澤 英和

土地家屋調査士制度70周年を迎え、諸先輩方の活動に感謝申し上げます。私は、茨城会の広報を担当いたしまして、4年目になります。広報活動はすぐに成果が出たり、活動の効果が目に見えるものではありません。しかし、土地家屋調査士の知名度の向上、土地家屋調査士の仕事の魅力が伝わるよう精進し続けていきたいと思えます。

この4年間の広報活動を振り返ると、主な活動は「高校出張授業」、「つくば国際ウォーキング大会」の共催になります。昨年のつくば国際ウォーキング大会はコロナ禍であり、全国からのウォーカーが参加するため、残念ながら中止になってしまいました。高校出張授業については、中止になると懸念していましたが、例年実施している三つの高校から依頼がありました。コロナ対策をとりながら、土地家屋調査士の仕事の紹介として、講義と校庭での実習を行いました。各イベントが制限される中、生徒の笑顔を見ることができ、講師の私たちも元気をもらうことができました。少しでも、土地家屋調査士の魅力が伝わり、職業選択の一つとして力になればと思います。

本年度の70周年記念事業においては、「プロジェクトチーム」を立ち上げ開始しました。五浦六角堂(茨城県北茨城市大津町五浦)の三次元建物調査測量を企画しました。明治時代、岡倉天心が施策の場所として、設計建築した五浦六角堂は東日本大震災の津波により土台のみになってしまいましたが、2012年に再建され現在の景観を現しています。創建当時の姿に復元された六角堂を後世に残すため、五浦六角堂を管理している茨城大学の協力の下、実施しました。

「RTK-GNSS測量機」、「RTK-GNSS対応UAV」、「3Dレーザースキャナー」等を用いた三次元測定を行いました。建物登記のみならず、文化財の維持管理、後世への記録として活用していただければと思います。また、茨城観光のPRとしても使用できるよう協力して、茨城の魅力を伝えていきたいです。

今回のプロジェクトは建物の三次元の測定だけでなく、三次元データの取得利用を推進するため、GNSS受信機を茨城土地家屋調査士会会館の屋上に



電子基準点の設置を進めています。補正データを常時無償配信予定です。RTK-GNSS測量を簡便に実施することにより、三次元空間情報の利活用推進につながればと思います。

茨城県は県の魅力度ランキングにおいて、7年連続47位でした。しかし、本年は42位となり、ついに最下位を脱出です。茨城県が魅力の発信に力を入れた結果かも知れません。

メロン、レンコン、白菜、水菜、チンゲン菜、レタス、ピーマン、栗などの生産量は茨城県が日本一です。

インスタ映えする「ネモフィラの丘(ひたち海浜公園)」、「偕楽園の梅まつり」、「笠間焼の陶器市」、「牛久大仏」は、青銅製の立像として世界最大(ギネス記録)、面積第二の湖「霞ヶ浦」、日本百名山の「筑波山」、日本三名瀑の「袋田の滝」と観光もお勧めです。

納豆料理、常陸牛、あんこう鍋、常陸秋そばなど、郷土料理も一度お試しください。

土地家屋調査士の知名度、魅力度はどうでしょう?これからも魅力の発信に力を入れていかなければなりません。

愛知会 『あいち境界シンポジウムと地図読み人』

愛知県土地家屋調査士会 広報部長 藏座 卓也

愛知会では伊藤直樹会長の任期の間に3回のシンポジウムを開催しました。日本全国で今までに起こった災害を自分たちの事として受け止め、土地家屋調査士にできる社会貢献に目を向けた愛知会オリジナルのシンポジウムです。愛知会から全国の土地家屋調査士へ伝播し、また一般市民に土地家屋調査士とは何者かを知ってもらう機会を提供してきました。そして、シンポジウム開催後には「地図読み人」としてシンポジウムについての冊子を発刊しております。そこにはシンポジウムの内容を詳細に記録してあります。ホームページから閲覧ができますので一度読んでいただくと幸いです。

「第19回あいち境界シンポジウム～減災と狭あい道路について～」

開催日 平成31年1月15日(火)
開催場所 ウィンクあいち 大ホール
第1部 基調講演
「災害当事者意識ノススメ」
～深く、鮮明に災害を意識し、備える～
第2部 パネルディスカッション
「狭あい道路解消ノススメ」

来場者数は、官公署113名、議員47名、他会51名、愛知会会員151名、一般57名の合計が419名でした。

災害は必ず訪れる。事前にできることを実行していれば人命が少なからず救われ、実行しなければ必ず尊い人命が失われる。土地家屋調査士は日々、都市部の狭あい道路等を測量しています。そこで土地家屋調査士が先陣をきって事前にできることの一つとして減災となるように狭あい道路の解消を取り上げてシンポジウムを開催しました。

「第20回あいち境界シンポジウム～未来のみちを考える～」

開催日 令和2年1月23日(木)
開催場所 名古屋市公会堂 大ホール
第1部 基調講演1
地域福利増進事業の現状について
基調講演2
「減災への扉」と題し、
狭あい道路問題について
第2部 パネルディスカッション
所有者不明、狭あい道路問題について

来場者は、官公署136名、議員58名、他会95名、愛知会会員192名、一般22名の合計が503名でした。

所有者不明土地の解消のために土地家屋調査士はどのように地域福利増進事業に関わっていけるのか?土地家屋調査士であり参議院議員である豊田俊

郎氏の講演「減災への扉」、防災・減災のために所有者不明土地の解消と狭あい道路の解消のために土地家屋調査士が取り組む社会貢献とは何かのシンポジウムを開催しました。

「第21回あいち境界シンポジウム～地籍調査の可能性～」

開催日 令和3年2月5日(金)
開催場所 ウィンクあいち 大ホール
第1部 基調講演
国土調査法等の改正及び第7次十箇年計画の策定について
第2部 パネルディスカッション
「さあ始めよう！市街地の地籍調査」

愛知県では、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が継続されていたことにより、参集型のシンポジウムはできませんでした。しかし、無観客での開催、そして共催していただいた国土交通省中部地方整備局、名古屋法務局との中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会を介し、愛知県下にとどまらず、対象を静岡、岐阜、三重の東海4県の市町村等に広げ、後日の限定配信による動画を公開しました。

第21回あいち境界シンポジウムの「地図読み人」も発刊予定ですのでしばらくお待ちください。



◇ 第19回、第20回のシンポジウム内容と地図読み人

会長レポート

REPORT

2月16日
～3月15日

2月

17日

第11回正副会長会議(電子会議出席者あり)

理事会で審議・協議予定の議案について確認いたしました。

17日、18日

第8回理事会(電子会議出席者あり)

今年度最後の理事会となりました。連合会会則や土地家屋調査士会則モデルの一部改正、役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則、連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則など、13件の審議事項、8件の協議事項を処理いたしました。役員、事務局の皆さんご苦労様でした。

26日

CPD評価検討委員会(電子会議)

委員をお願いしている、清水英範先生、鈴木満先生、安達栄司先生に出席をいただき、今年度のCPD評価検討委員会を開催いたしました。CPDポイントの公開については、49会が公開いただいています。土地家屋調査士は、専門資格者として継続的な能力開発を進めていかなければなりません。日常的に自己研鑽に励み、努力している会員の取組を全国共通の基準で適正・公平に評価し、それらを公表することで社会にアピールし、我々が必要な存在であることを発信していくための仕組みの理解を深め制度を発展させていきたいものです。

3月

1日

第2回選挙管理委員会(電子会議)

第2回選挙管理委員会が開催されました。選挙の日程・進め方等、コロナ禍の中難しい対応になるかもしれませんが、大村委員長はじめ委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

3日

第7回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議)

記念誌の発行、登記創造プロジェクトのまとめ等、制度制定70周年記念事業の執行も残りわずかとなりました。実行委員会の皆様、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

4日

令和3年度土地家屋調査士試験委員候補者による打合せ

令和3年度の土地家屋調査士試験委員候補者の皆さんの打合せに鈴木副会長に出席を願い、今後のご苦労に対する心構えと連合会の協力体制について伝えてもらいました。将来の土地家屋調査士の仲間となるべき方々への期待を込めて問題作成等お願いいたします。

10日、11日

第2回全国ブロック協議会長会同(電子会議出席者あり)

第2回ブロック協議会長会同を開催いたしました。本年度の連合会の事業執行並びに来年度の事業方針・計画案について報告し、意見や要望を承りました。また、業務取扱要領、義務研修、次回の総会の開催方法など多くの懸案事項について意見交換させていただきました。ブロック協議会長の皆様、一年間ありがとうございました。



広報キャラクター「地蔵くん」

日本土地家屋調査士会連合会 ロゴマーク

私たち土地家屋調査士は、土地家屋調査士法の一部改正により新たな一歩を踏み出しました。そこで日本土地家屋調査士会連合会は、更なる社会への発信を行っていくことを誓い、ロゴマークを作成しました。様々なメディア・ツールで各土地家屋調査士会及び全ての土地家屋調査士会員の積極的な活動をアピールするシンボルとしてご活用ください。

お知らせ
ウェブサイト
について



広報キャラクター「地識くん」

ロゴマーク



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

タグライン

筆界をあきらかに、未来をすこやかに。

ステートメント

私たち土地家屋調査士は1950年から70年目を迎えました。

2020年8月1日法改正により現代社会にマッチした新しい土地家屋調査士として歩み続けなければならない。さらに成長を目指すべき土地家屋調査士制度を創造するため新しい使命規定の下、社会に尽力する本来の資格者としての責務を果たしたいと考えています。筆界をあきらかにすることによって、私たちのあるべき姿をみつめ、明日へそして未来へのすこやかな社会環境を構築するために今この時に土地家屋調査士が一丸となって取り組んでいくことに努めて参りたいと考えています。

よって日本土地家屋調査士会連合会はその証として、常日頃より意識を共有し、社会への発信を行っていくことを誓います。

※タグライン…ステートメントを端的に表現したもの。

※ステートメント…企業や団体が掲げる理念や使命を簡潔な文として表したもの。

<https://www.chosashi.or.jp/association/about/summary/>



2月

16日

第5回研修員会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 グループ討論の模擬的な実施について
- 2 グループ討論の模擬的な実施後の意見交換について

17日

第11回正副会長会議(電子会議出席者あり)

<協議事項>

- 1 令和2年度第8回理事会審議事項及び協議事項の対応について

17日、18日

第8回理事会(電子会議出席者あり)

<審議事項>

- 1 令和3年秋の叙勲及び褒章受章候補者の推薦について
- 2 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
- 3 土地家屋調査士会会則モデルの一部改正(案)について
- 4 土地家屋調査士会綱紀委員会規則(モデル)の一部改正(案)について
- 5 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の一部改正(案)について
- 6 役員給与、旅費、報償費、謝金等の取扱いにおける関係規則の新設及び改正について
- 7 ブロック協議会への助成について
- 8 土地家屋調査士職務規程趣旨・解説の作成について
- 9 年次研修について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会会則第67条第2項の指定する研修に係る諸規則の対応について
- 11 土地家屋調査士法人会員に係る日本土地家屋調査士会連合会の会費の誤納への対応について
- 12 日本土地家屋調査士会連合会役員選任規則第3条第2項に規定する理事会選考理事候補者及び同条第3項に規定する理事会選考監事候補者の選出について
- 13 事務局長の異動について

<協議事項>

- 1 GNSS単点観測法による登記引照点測量マニュアル(案)について

- 2 土地家屋調査士会への助成について
- 3 業務情報公開に係る機密保持契約及び使用許諾申請書兼承諾書の期間延長について
- 4 研修体系について
- 5 土地家屋調査士特別研修の実施に係る委託契約の更新について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会公式SNS(YouTube及びFacebook)運用基準の制定及び日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正について
- 7 令和3年度事業方針大綱(案)、同事業計画(案)及び同予算(案)について
- 8 令和2年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について

第8回理事会における業務執行状況の監査

25日

第6回総務部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 令和2年度第2回全国ブロック協議会会長会同の運営等について
- 2 綱紀に関する担当者会同の開催について
- 3 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集(令和3年追加)」について
- 4 土地家屋調査士会綱紀委員会規則(モデル)の逐条解説(案)について
- 5 土地家屋調査士会戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱管理規程(モデル)の逐条解説(案)について
- 6 令和3年度事業計画(案)及び同予算(案)について

26日

CPD評価検討委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士CPD制度の現状について

3月

1日

第4回地区対策室会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 法務省不動産登記法第14条地区作成作業規程の解説書の改訂について

第2回選挙管理委員会(電子会議)

3日

研究所 第2回研究テーマ「国土が抱える問題」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料の地域性に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

第7回土地家屋調査士制度制定70周年記念事業実行委員会(電子会議)

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定70周年記念事業について

4日

研究所 第5回研究テーマ「最新技術」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「最新技術に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

5日

研究所 第4回研究テーマ「地図・資料の地域性」会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 研究テーマ「歴史的地図・資料の地域性に関する研究」の研究取りまとめ等今後の対応について

9日、10日

第6回広報部会(電子会議)

<協議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会ホームページ運用要領の一部改正について
- 2 リリース配信会社の利用について
- 3 令和3(2021)年度広報部事業計画(案)及び同予算(案)について
- 4 清水英範顧問(日本測量協会会長)と國吉会長との対談企画について
- 5 マンガ小冊子及び動画の作成状況について
- 6 ウェブセミナーの実施日程等について
- 7 令和3年度の全国一斉不動産表示登記無料相談会の実施について
- 8 会報の編集及び発行に関する事項について
- 9 日本司法書士会連合会広報部との連携について

10日、11日

第2回全国ブロック協議会会長会同

<協議事項>

- 1 各ブロック協議会の運営状況等報告について
- 2 連合会事業経過報告について
- 3 令和3年度における日本土地家屋調査士会連合会及び土地家屋調査士会の定時総会の運営について
- 4 令和4年度以降における日本土地家屋調査士会連合会及び土地家屋調査士会の定時総会の運営について
- 5 令和3年度事業方針大綱(案)について
- 6 令和3年度各部等事業計画(案)について
- 7 令和3年度予算編成の概要について



広報キャラクター「地識くん」



土地家屋調査士新人研修修了者

令和2年度土地家屋調査士新人研修の修了者は次のとおりです(順不同・敬称略)。

関東ブロック協議会(118名)

東京会(22名)

内村 純一	脇谷 良生	川口 侑記
八島 隆晃	崎本 清	川上 隆行
眞邊 隼人	増渕 政幸	水島 寿之
杏掛 裕輔	平林 由佳	滝 善夫
赤星 文彦	中村 康浩	萩原 嵩
田中 彰	松澤 壘	渡磯 春樹
坂本 桂吾	戸本 亮	杉山 健
深須 美里		

神奈川会(21名)

豊田 誠	曾根 昇	川平 将志
宮崎 貴之	高橋彦一郎	小泉 学
栗原 隼人	富田 広範	白戸 晶
小金井美和子	松岡 智哉	花上建一郎
宮下 健吾	平賀 裕也	嶽石 勇輝
幡多 聡	坂東 和貴	内田 真
高橋 徹	武藤 健仁	縄野 裕介

埼玉会(15名)

三俣 廣幸	小川 雅紀	岡部 有知
佐藤 輝男	石川 博之	稲垣 宏晃
酒井 良人	仲田 幸雄	工藤 一芳
豊田 凌弥	菅原 達弥	相川 和大
新井洋次郎	駒場 謙太	菅原 隆宏

千葉会(12名)

戸辺 篤香	香取 信靖	高野見奈子
松本 洋人	櫛原孝太朗	馬場 守
白根 穰	飯田 基寛	小野 浩
岩井 祐也	若井 大輔	阿藤龍太郎

茨城会(11名)

飯田 康夫	伊藤 龍一	宮河 伸悟
小林 諒	初見 昌彦	藤咲 良太
小野 高広	上野 邦幸	秋葉 一貴
山崎 義熙	中村 秀雄	

栃木会(6名)

本間 美帆	津田 直宏	石嶋 勇介
市川 才子	藤掛 金敏	高梨 聡

群馬会(6名)

高橋 昇	島田 博之	福田 雄太
高木 伸	樋口 浩史	齋藤 健太

静岡会(11名)

槁爪 寛史	松島 和重	勝間田春奈
鈴木 健悟	佐野 良平	小林奈津子
大村 俊介	望月 栄一	山崎 淳
吉岡 祥子	大谷 直弘	

長野会(7名)

丸山 昌幹	田中 秀明	関原 司
久住 修	山口 大介	市瀬 昌伸
香西 晴之		

新潟会(7名)

川越 誠	飯吉 健司	山沢 悦宏
熊倉 卓	竹内 稔	工藤 孝寛
小林 大祐		

近畿ブロック協議会(44名)

大阪会(15名)

原野 敦士	穴水 英孝	谷渕 大輔
中川 正規	寺田 喬之	岡野 昌治
萩原 裕大	伊富喜 淨	藤本 忠彦
光畑 憲人	村上 将	長谷部 優
神田 正道	田島 百実	坂井 敏浩

京都会(7名)

梅原 亘輔	山内 司	田中 智之
-------	------	-------

高橋 充	林 一茂	岩切三喜雄
松村 和泰		

兵庫会(11名)

櫻井亜弥子	前田 俊介	八田 鉄兵
新橋美佐子	加藤 大知	萬代 新輔
林 勇輝	小山 明子	安藤 昭吾
佐野 幹枝	小巻 明豊	

奈良会 (6名)

亥岡 良 福西 佳之 貫山 宙史
黒川 康典 森井 文裕 北澤 宏海

滋賀会 (1名)

奥居 篤

和歌山会 (4名)

津田 真宏 金丸 充 小林 徹
中 拓哉

中部ブロック協議会(47名)

愛知会 (24名)

都築 更 梶原まり子 平野 達也
内山 俊宏 高津かおり 吉田 幸洋
林 和雄 川添 悟 佐藤 義之
矢澤 宏治 山本 大志 中山 真介
小野 龍治 野田 健司 内藤 宏幸
角谷 征哉 上山 雅之 春日 智晴
下伏 幸輔 安室 正広 大山 慧
岸本 寛子 淵 真一郎 岡田 宜男

三重会 (8名)

吉村 卓 高山 将志 有竹 良太
福島 史也 芝山 裕之 山上 真司
久浦 睦 小林 哲史

岐阜会 (5名)

二村 結城 大野 泰宏 豊永 昇
安江 雅人 高木 康秀

福井会 (2名)

東 友哉 松本 道幸

石川会 (2名)

竹中藏之助 前田 佳子

富山会 (6名)

川又 拓人 大澤 邦雄 中川 敬介
松原 哲理 瀬戸 一雄 大井 佳彰

中国ブロック協議会(24名)

広島会 (9名)

橋本 匠 黒田 耕志 児玉 涉
宗像 伸治 平田 祐介 高木 直樹
濱田 一宏 田村 浩二 片山 仁志

山口会 (5名)

青木大三郎 齊藤 浩信 荒木 進
松田 幹央 山下 裕司

岡山会 (6名)

尾崎 美里 野上 将材 川崎 行成
亀山 尚宏 花田 将 兒島 匡哉

鳥取会 (1名)

尾崎 次郎

島根会 (3名)

金本 広洙 坂本 貴智 白築 健

九州ブロック協議会(33名)

福岡会 (5名)

山口 一彬 山本 浩輔 仲嘉 政彦
與田 脩平 原 慎輔

佐賀会 (1名)

井本 啓介

長崎会 (4名)

大久保佳紀 初瀬 隆太 大塚 進作
山中 伸洋

大分会 (5名)

赤峰 崇之 宝珠山隆之 大野 徹也
福永 純司 馬場 保成

熊本会(3名)

嶋田 幸介 石原 賢治 宮本 広

鹿児島会(8名)

得田 明宏 和田 光司 竹内 一馬
梶原 直人 池田 亮 樋園 勝士
武石 佳華 伊集院俊弘

宮崎会(5名)

甲斐 智也 加藤隆太郎 宮田 絃意
石崎 宗義 安藤 尚弘

沖縄会(2名)

山城 義一 佐藤 惣範

東北ブロック協議会(36名)

宮城会(8名)

武田 英伸 吉田 透 遠藤 強
大久保祐司 佐々木一弥 小松 和也
齋藤 文俊 坂本 宗胤

福島会(6名)

名取 俊光 長谷川 毅 坂本 洋平
大橋 紀幸 有坂 京大 松田 泰介

山形会(2名)

前田 潤一 大津 勉

岩手会(13名)

板屋 順治 渡邊 寛 菊池 貴也
阿部 修 倉澤 康行 日下 雅広
高橋 琢 内沢 達也 小原祐太郎
早野 亮輔 佐藤 亮介 志田 有宏
宮原 瞬

秋田会(2名)

栗田 貢 荻原 正樹

青森会(5名)

阿部 正吾 櫻井智保子 倉谷 秀夫
對馬美喜子 佐藤 敬朗

北海道ブロック協議会(10名)

札幌会(6名)

池本 正俊 小林 則彦 遠藤 匠平
高川 絵里 伊早坂拓歩 窪田 則道

函館会(2名)

薄田 翔平 信田 和重

旭川会(1名)

片山 里織

釧路会(1名)

谷本奈穂美

四国ブロック協議会(16名)

香川会(1名)

平井 貴士

徳島会(3名)

橋本 典政 川端 洋司 小笠原哲二

高知会(5名)

長崎 泰之 井本 勝也 沖田かすみ
松本 光広 矢野 力

愛媛会(7名)

土屋 泰範 大尾 倫広 福井 享
伊藤 聡 鶴田 貴大 山本 真二
狭間 雄樹

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。。

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

B20-102557 使用期限：2022年4月1日

令和2年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による令和2年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、令和2年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、令和3年3月5日付け官報に掲載されています。

記

試験日	筆記試験(令和2年10月18日)、口述試験(令和3年1月21日)	
出願者数	4,646名	
受験者数	3,785名(午前の部の試験を免除された者であって午後の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。)	
合格者数	392名(男354名・90.3% 女38名・9.7%)	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験 満点100点中70.5点以上 かつ 午後の部の試験 満点100点中71.0点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験 満点100点中71.0点以上

(午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中32.5点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中30.0点にそれぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。)

平均年齢 40.02 歳
 最低年齢 20 歳 1 名
 最高年齢 66 歳 1 名 ※年齢は R3.2.12 現在

生年別合格者数

生年	人数	生年	人数	生年	人数
平成12年	1	昭和58年	18	昭和41年	4
平成11年	1	昭和57年	21	昭和40年	1
平成10年	3	昭和56年	18	昭和39年	3
平成8年	4	昭和55年	15	昭和38年	3
平成7年	3	昭和54年	18	昭和37年	3
平成6年	5	昭和53年	10	昭和36年	1
平成5年	5	昭和52年	16	昭和35年	2
平成4年	8	昭和51年	15	昭和34年	1
平成3年	9	昭和50年	23	昭和33年	1
平成2年	7	昭和49年	15	昭和32年	1
平成元年	14	昭和48年	11	昭和29年	1
昭和64年	1	昭和47年	6	合計	392
昭和63年	16	昭和46年	10		
昭和62年	10	昭和45年	14		
昭和61年	10	昭和44年	6		
昭和60年	21	昭和43年	5		
昭和59年	26	昭和42年	6		

受験地別合格者数

受験地	人数
東京	139
大阪	60
名古屋	65
広島	19
福岡	48
那覇	5
仙台	28
札幌	11
高松	17
合計	392

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

令和3年2月1日付

神奈川 3155 松村 繁幸
愛知 3047 中島 凌
広島 1916 橋本 匠
宮崎 820 石崎 宗義
宮城 1059 阿部 喜大
福島 1508 赤城 英次
秋田 1043 羽田雄太郎

令和3年2月10日付

千葉 2226 佐藤 浩司
茨城 1486 江田 規朗
大阪 3390 砂田 武義
兵庫 2533 乗原 一行

令和3年2月22日付

東京 8181 松野 晃斗
埼玉 2726 工藤 一芳
埼玉 2727 古澤 要

登録取消し者

令和2年6月4日付

東京 6975 永井 哲也

令和2年12月2日付

大阪 1334 石川 清秀

令和2年12月22日付

札幌 577 菅原 誠

令和2年12月26日付

静岡 894 小林 秀信
大分 667 岩男 睦男

令和2年12月30日付

千葉 1230 小倉 英生

令和3年1月3日付

福岡 1701 江頭 弘巳

令和3年1月10日付

福島 1336 内田 孝夫

令和3年1月11日付

富山 368 永森 正雄
島根 423 橋本 和志

令和3年1月12日付

山梨 221 渡邊 英高
長野 119 佐藤 芳男

令和3年1月13日付

徳島 381 四宮 勉

令和3年1月18日付

沖縄 433 上地 安治

令和3年2月1日付

茨城 997 福島 康弘
茨城 1141 佐藤 茂夫
茨城 1449 江田 規朗
静岡 1127 木村 保成
大阪 2984 寺田 卓史

兵庫 1708 森迫 達政
宮城 1055 小松 和也
香川 574 中平 博之

令和3年2月10日付

茨城 907 根本 徹
茨城 1355 柴沼 保
栃木 733 佐々木輝夫
静岡 1187 伊藤 等
大阪 1784 長岡 芳男
宮崎 662 野中 青紀
香川 442 斉藤 武士

令和3年2月22日付

山口 749 都地 素臣
沖縄 262 伊保 武美

ADR認定土地家屋調査士登録者

令和3年2月10日付

宮城 1045 松田 拓馬

令和3年2月22日付

埼玉 2727 古澤 要
岡山 1102 藤原 重雄

土地家屋調査士と電子決済

近年、QRコードなどを利用した電子決済が普及しつつあり、飲食等での代金決済をはじめとして利用が加速している。我々土地家屋調査士の業務において導入を考えている方もいるかと思う。特定のサービスプロバイダー（サービス事業者）へ申込みを行ってみたが、審査において「不可」となった方もいるであろう。土地家屋調査士業と電子決済システムの現状と課題について明らかにし、変革への迅速な対応、知識や情報共有の在り方について発信していきたい。

電子決済種類と普及の現状

2007年頃からEdyやSuica、Pasmo、Nanaco、WAONなどのICチップ型の電子マネーといわれる電子決済サービスが普及してきた。特にJR・私鉄関連の交通系電子マネーは主流である。現在では、スマートフォンにカード情報を登録して使用できるなど、カードという物理的なプリペイドカード方式によるものから、QRコードによるポイントの支払いとチャージした金額からの決済による複合した決済が可能となっており、衛生的な側面と、現金の所持や安全管理という側面からも見直されつつある。

日本のように「現金主義」というお金の信頼性がとても高い国は、世界を見ても稀であり、一般人が偽のお金を目にする機会もなく、もはや意識していないというハイレベルな貨幣としての管理がされている国においては、このような実情は大変誇らしい反面、製造コストや管理についての課題もある。世界的な電子貨幣や決済方法についての流れが変化していることが背景としてあるが、土地家屋調査士の業

務にかかる請求及び代金の支払については、現金での支払が大半を占めている。

電子決済と法律

資金決済法の対象となる支払手段としては、これまで述べたような電子決済のみならず、紙型であるビール券や百貨店の共通商品券の取り扱いからICチップ型やWebMoney、BitCashなどのID番号の読み取りによるチャージサーバー型が存在する。また、2010年からは、QRコードによりIDに端末から入金チャージ及び登録指定口座からの入金ができる前払式支払手段型も登場した。（図1）

資金決済法の改正による規制緩和で、これまで銀行でしか行われなかった為替業務が認められたことにより、資金移動業（図2）として業者登録することにより、1回100万円以下を条件に利用者同士で送金を行うことが可能となった。しかしながら、代金引換サービスや公共料金などの収納代行、ポイント交換、クレジットカード決済や債権譲渡に関しては

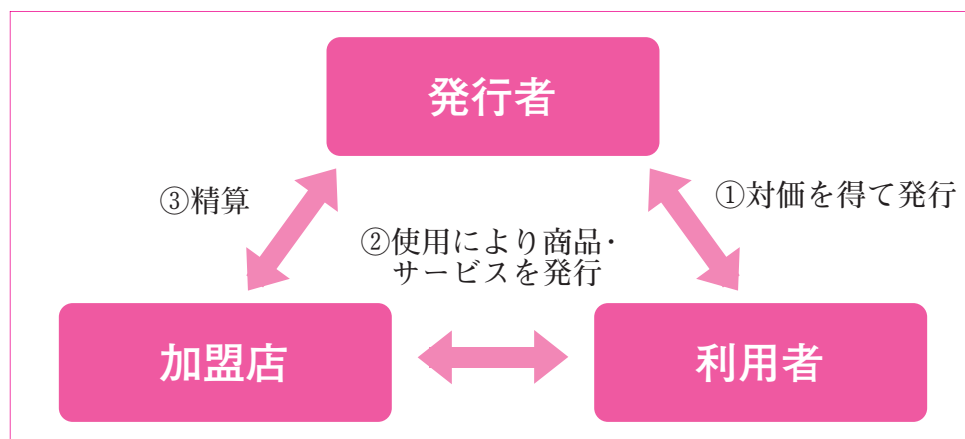


図1 前払式支払手段

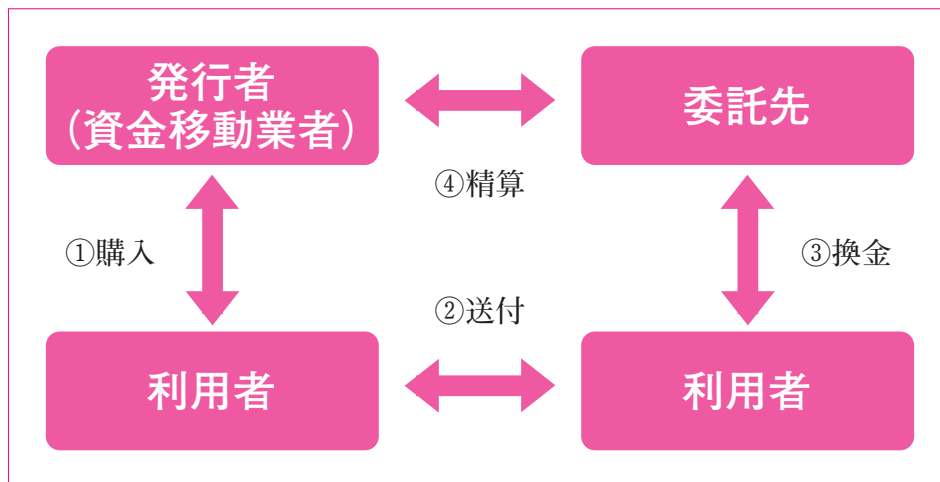


図2 資金移動業

この法律の適応外となっている。

土地家屋調査士業務と電子決済

弁護士やその他法律相談業務において、電子決済方式が可能な業種は存在し、法律相談業務の決済方法として採用されている一方、土地家屋調査士業務でQRコード決済などの資金移動業にならった決済方法はあまり聞かれていない。前述のとおり、1回の決済で100万円以下の決済であることが法律で定められているが、土地の調査業務やその他の登記手続で、100万円を超える請求がされることは頻繁に発生する業務といえる。仮に2回に分けて決済を行うということもあり得るが、それは同法律においては違反しているというケースもある。

非対面決済を土地家屋調査士業務で行えるか

各社のQRコード決済について、非対面での決済を制限しているという規定は見られない。例えば請求書にQRコードを印字しておいて引渡し・代金決済をする場面を想定した場合、添付してあるQRコードが正規のものであるか否か。例えば差し替えられていたとすると、意図しないまま、別の人又は団体

に支払うこともあり得る。

また、支払確認を行うために、面前での支払決済を想定したシステムであり、非対面での決済の場合では、支払った側が受領した側に直ちに完了したことが伝えられない。

導入に際して、それらのリスクとこれまでに行われている銀行振込などの取引と比べた場合、圧倒的なメリットはない。

また、支払代金の内、数%をポイント還元するというシステムが、土地家屋調査士法における不当誘致の行為に当たるか否かについて、同システムを利用している場合と利用していない場合、キャンペーンなどによっては、数万円規模になる可能性もあり、いまだグレーゾーンであるといえる。

あくまで個人的な意見ではあるが、現時点においては、それらの課題について、法的に規制された決済額や、非対面での代金決済のリスク、土地家屋調査士法における業務の不当誘致の問題を加味すると導入にはそれらの課題を解決しなければならないと思う。引き続き、今般の内容も踏まえて、時代に則した決済方法がスムーズに導入できるように環境を整える必要がある。

広報員 藤井十章(兵庫会)



筆界をあきらかに、未来をすこやかに。
日本土地家屋調査士会連合会
 Japan Federation of Land and House Investigators' Associations

日本土地家屋調査士会連合会 業務支援システム 調査士カルテ Map

住宅地図・ブルーマップ
 全国閲覧可能！
※ブルーマップはゼンリン保有地区に限る

著作権許諾証つき
 地図印刷！

地図上で事件簿
 管理ができます！

SIMA図示や
 多彩な地図検索！



「業務効率化」と「成果保全・管理・活用」を同時に実現
 このシステムの活用が所有者不明土地・空き家・空き地課題への対策・対応の一手に！

新作のご紹介 より便利に使うための動画をご用意しました

1 基本編

調査情報の登録・保管・共有や机上での事前確認
 ができるだけでなく、業界全体での課題解決や
 次世代への業務継承につなげることができます。

基本的な地図の
 利用方法を紹介

全国の住宅地図やゼンリン整備地区のブルーマップ、用途地域の閲覧や選択した地点の距離、面積の計測を行います。さらにSIMAデータの取り込みや表示、印刷等、調査士の業務で必要な地図関連機能が一つにまとまっています。

2 利活用編

地図上に事件データを登録していくことで、
 地図ベースで自身の扱った情報を蓄積して
 いくことができます。

具体的にオススメの
 利用方法を紹介

事件情報を登録していくことで、自身の財産である事件情報を蓄積し、土地家屋調査士としての価値向上に役立てられます。

「調査士が登録した事件簿を閲覧することが可能になります」

こちらで公開中▶

調査士カルテ Map

アドレス▶ <https://www.zenrin.co.jp/go/ch21/kh>



詳細・お申し込みは、
 日本土地家屋調査士会連合会
 WEBサイトをご確認ください



日本土地家屋調査士会連合会

▼連合会 HP 右下のこちらのボタンをクリック

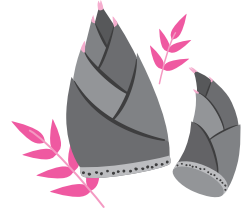


【お問合せ】

日本土地家屋調査士会連合会
 「調査士カルテ Map」問合せ窓口
 (E-mail) kartemap@chosashi.or.jp

ちようさし俳壇

第431回



「万愚節」

深谷 健吾

世の常と子に論^{まを}されて万愚^{ばんぐ}節^{せつ}
高層のビルの谷間のおぼろ月
花冷えや動かぬ檻^{かぎ}の親子猿
奥美濃の桜千本まだ三分
煙出ぬパイプくはへて四月馬鹿

当季雑詠

深谷 健吾 選

茨城 島田 操

晴天に日の丸立てて建国日
棟梁の屋根の一服日脚伸ぶ
老妻と過去語り合ふ春炬燵
コロナ禍に耐ふる老躯や寒椿
一病を宥^{なだ}めつ生きて豆を撒く

茨城 中原ひそむ

坂転げ行くかに加齢^{かろい}層蘇^{そう}を酌^{しやく}む
百まではと言ひて友逝^{とも}き冬北斗
難聴^{なんてい}に乱視^{らんし}重ねて着^きぶくれて
大正の末期に生れて建国日
梵鐘^{ぼんしやう}のひとつ丘より四温晴^{しよんせい}れ

山形 柏屋 敏秋

福寿草避けトラバース杭を打つ
色淡き服の少女ら春の街
残雪に豊作祈る老いの村
日を浴びて影も落とさぬ猫柳
夜明けまで流るる経や春の寺

今月の作品から

深谷 健吾

島田 操

老妻と過去語り合ふ春炬燵

「春炬燵」とは、春の季語。春になっても

まだ置かれている炬燵のこと。この他にも、春暖炉・春の炉・春火鉢などと呼ばれるものがある。いずれも冷え込んだときに用いられるものだが、置き忘れた感じや、ほのかな暖かさを感じさせる季語となっている。家族の集まる部屋などには、冬からの習慣のままいつまでも残っているものもある。若い頃は、家族がそろって炬燵のある部屋に集まったものの、年月が経ち今では二人の炬燵である。長年のほのぼのとした夫婦愛を感じる一句であり、季語の「春炬燵」が良く効いた素晴らしい一句である。

中原ひそむ

梵鐘のひとつ丘より四温晴^{しよんせい}れ

「四温」は、冬の季語「三寒四温^{さんかんしよん}」の傍題。三日寒い日が続いたあと暖かい日が四日続くという意味で、寒暖の変化が周期的に起こること。中国東北部や朝鮮半島の言葉で、冬の大陸高気圧の消長の周期に基づくものである。わが国では、はつきりとした周期ではないが、極寒に温暖な日が続く現象があり、外出を楽しむ人々が多い。提句は、四温晴れの日に、高台の丘の寺より鐘の音を一つ、幸運にもタイミンク良く、聞くことが出来たのである。厳しい冬の中の四温の日の鐘の音に、春を待つ気持ちを詠み込んだ見事な一句である。

柏屋 敏秋

福寿草避けトラバース杭を討つ

「福寿草」とは、新年の季語。植物の中で

もつとも福々しい名前を持つているキンポウゲ科の多年草。新年を祝う花として賞美されるので元日草ともいう。新暦の正月には人工による促成栽培でなければ花は開かない。自然の状態では一月末から二月にかけて地上すれすれに黄金色の花をつけ、日中開き、夕方しぼみながら徐々に茎をのばして大きくなる。提句は、測量作業での光景を詠んだ一句か。作業中に黄金色した福寿草の花が点々とあり、トラバース杭を打つにも福寿草だけは避けての測量作業。作者の優しい心遣いに拍手を送りたくなる佳句である。

「二投句方法」

◆所属の土地家屋調査士会名

◆俳号

◆俳句（二口3〜5句程度）

以上をお書きの上、下記の方法にてお寄せください。

郵便：〒101-0061 東京都千代田区神田

三崎町一丁目2番10号

日本土地家屋調査士会連合会広報部係

FAX：03-1332921-0059

電子メール：rengekai@chosashi.or.jp

投句期間は、掲載号の前々月の1日から末日までの1か月間です。

投稿者について、これまでは会員のみを対象としてきましたが、広く投稿を募りたいとの考えから、会員家族、補助者及び退会された方についても投稿できることとしましたので、皆様でお誘い合わせの上、投稿していただける幸いです。これからも引き続きご投稿いただけますようお願いいたします。

兵庫会

「シリーズコラム ～土地家屋調査士から皆さんへ～」

兵庫県土地家屋調査士会 広報部理事 井本 秀典



『調査士兵庫』第564号

兵庫県土地家屋調査士会では、一般の皆さんへ向けて情報を発信していきます。土地家屋調査士への理解を深めていただくと共に、皆さんのご参考にもしていただける内容を発信していきますので、今後の情報発信にもご期待ください。

境界標と筆界確認書と筆界

♪ お願いがあるのよ だれかのものになる土地
大事に思うならば ちゃんと聞いてほしい
境界標飛ばしても 3回までは許すけど
4回目飛ばした時 恐れて実家に帰らないで

境界標と筆界確認書と筆界 土地を買うだれかのため
毎日守っていたいから 時々草を刈ってね
次の所有者のため きれいでいさせて ♪

◆筆界とは？

冒頭、平松愛理の「部屋とYシャツと私」の替え歌から始めてみました。今回の主役である境界標と筆界確認書と筆界。これら3つの要素はとても密接な関係にあります。三密です。

さて、まずは土地の売買の際によく問題になる、筆界と境界標。

筆界とは、簡単に言えば土地の「登記上の境界」です。“登記上の”と表現したのは土地所有者の所有権が及ぶ範囲は所有権の境界とされ、「所有権界」と専門家は呼びま



す。それと区別するために「筆界」「所有権界」と呼びます。ただ、この2つは本来合致しているのが原則です。しかし、登記外での一部譲渡や錯誤、時効取得などにより合致しない場合があるのです。

◆境界標とは？

ここで出てきた境界標とは何か？ かいつまんで説明します。

1. 筆界を表すもの

境界標を一言で表すと「筆界を目で見てわかるようにしたものです。

図面や座標ではわかりづらいの

で、現地に設置した筆界の目印です。本来なら筆界標と呼ぶべきなのですが、昔から境界標と呼んでいるのでそう呼ぶのが一般的です。

2. 恒久的地物で表す

境界標は筆界を表すものですから、筆界の場所が判れば何でもいいのです。ただ、簡単になっても困るので丈夫なものである必要があります。

これを我々は「恒久的地物」と呼びます。

昔は大きめの石や樹木などを境界標として使っていたこともあります。そういったモノも恒久的地物と言えますが、少々おおざっぱなかんじです。なので現代の不動産登記ではコンクリート杭、金属プレート、金属鋏を使用するのが一般的です。ただ使用する境界標はケースバイケースでプラスチック杭などが使用される場合もあります。

◆筆界確認書とは？

筆界確認書とは、土地家屋調査士が筆界の調査測量をし、復元した筆界を土地所有者が確認したとする、筆界調査の物的・人的証拠の集大成の書類です。

現実にはこの後、登記申請により登記官が登記処理をすることにより筆界となるわけですから、筆界確認時点ではまだ筆界とはいえないのですが、便宜上筆界確認書と呼んでいます。

◆なぜ筆界の立会い確認が必要なのか？

本来、筆界を決めるのは登記所、法務局です。土地所有者がお互いの合意により恣意的に筆界を決めることができないものとされています。にもかかわらず、筆界確認書が筆界確定に重要な書面とされ、登記の際に登記官が提示を求めるのは土地行政の複雑さゆえです。

◆登記行政と測量技術とローカルルール

登記行政の始まりは明治6年の地租改正にさかのぼります。

地租改正の基礎となる地押丈量という測量が行われましたが、当時の測量技術は粗末なモノでした。しかし、現在の登記行政はそ

の頃の図面を基礎としています。ですので現代の測量技術で調査・測量をするとかなりの差異が発生します。

しかも、地租改正の時代は幕藩体制の名残が色濃く残っている時代です。ですのでまだ全国統一の規則などが制定されておらず、各地独自のルールが多かったのですが、一刻も早く地押測量を済ませ、地租を徴収したかった明治政府はそれらのローカルルールをそのままに登記行政がスタートしてしまったのです。

◆不登法と民法と境界

民法では「一つのものに権利は一つ」という原則があります。これを「一物一権主義」といいます。

「1個の土地」というのは境界に囲まれた区画1個を「1個の土地」とします。不動産登記法は民法の特別法なので、もちろんその原則が当てはまります。

ただし、不動産登記法では筆界以外の土地境界を予定していません。ところが民法では筆界だけでなく所有権界も認めています。で

すので、所有者が筆界と思っていた境界は、実は所有権界であって筆界でなかった場合があり得るのです。

◆所有者の認識と筆界のずれのバッファ

不動産登記法の目的に「国民の権利の保全」と「取引の安全と円滑」というものがあります(§1抜粋)。

いくら登記官が正当な筆界の処分をしても、それが土地所有者の認識する所有権界とずれていた場合、混乱を招いたり、逆に争いのタネになることも考えられます。

そうならないために、①あらかじめ土地家屋調査士が筆界であるべき場所を示し、②土地所有者の立会いのもと境界標の復元、③その書証として「筆界確認書」を作成すれば、そういったリスクを最小限にすることができるのです。

いわば、登記所と所有者のバッファ（衝撃を和らげる装置）の役目を果たするのが「筆界確認書」なのです。



♪ もし杭が飛んでしまったら
オレが復元してやると云ってね
私はその言葉を胸に 次の所有者へと旅立つわ
あなたの筆界確認書 みとどけたあとで ♪



令和3（2021）年度がスタートしました。多くの物事が新たに動き出し、気分を一新してお過ごしの方も多いのではないでしょうか。

今月号では、令和2年度土地家屋調査士試験の結果を掲載いたしました。392名の合格者の皆さん、本当におめでとうございます。また、令和2年度土地家屋調査士新人研修修了者も掲載しております。328名の修了者の皆さん、コロナ禍の真っ只中、大変お疲れさまでした。

そして日本土地家屋調査士会連合会は、今年度から各土地家屋調査士会の協力を得て、定期的な必須（義務）研修をスタートいたします。会員の皆様全員で、新たな一歩を踏み出しましょう。

広報部理事 高橋正典（茨城会）

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 國吉 正和

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[®]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：https://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



広報キャラクター「地識くん」